

## 公害紛争処理制度に関する懇談会（第4回）議事要旨

1. 日 時：平成26年12月12日（金） 10:00～12:00
2. 場 所：公害等調整委員会 調停室
3. 出席者：（構成員）  
北村喜宣座長、磯野弥生座長代理、太田匡彦構成員、小島延夫構成員、  
中下裕子構成員、大和陽一郎構成員  
（ヒアリング対象）  
東京都、大阪府、栃木県  
（公害等調整委員会）  
吉村英子委員、飯島信也事務局次長、  
河合暁事務局総務課長、加藤悠介事務局総務課課長補佐

### 4. 議事概要

#### （1）開会

#### （2）地方自治体からのヒアリングについて

資料1（非公開）に基づき東京都、大阪府及び栃木県から説明を聴取し、質疑応答を行った。

主な質疑等は以下のとおり。

- ・ 調停の成立に資するよう、職権による因果関係の解明が望ましいのではないかと  
の意見であったが、責任裁定の移譲についてはどのように考えるか。  
→今のところ、調停を行う中で原因を調査する意義についてはイメージできるが、  
責任裁定を都道府県が行う意義について具体的イメージが持てていない。
- ・ 事件の当事者は調停を申し立てたにすぎないのに、職権で原因裁定を行うのは  
いかななものかという考え方もあるかもしれないが、事前に当事者に対して説明  
を行えば、法的には問題はないのではないかと。だとすれば、公害審査会としての  
体制は維持したまま、裁定を行うことも可能ではないかと。  
→調停申請の際に、申請人が原因を特定して申請するとは限らず、公害審査会に  
おける手続において原因を探りながら調停を行うというプロセスであることが  
多い。また、確実性をもって原因を特定することが必ずしもできるわけではない  
ので、被申請人が調停案を受け入れない場合もある。このように、調停案を  
受け入れるか否かは、被申請人に対して原因者としての自覚をどのように促す  
かにもかかっているため、調停事務を進めていく中で原因を特定することがで  
きれば、解決に資するのではないかと考える。
- ・ 一見すると近隣紛争とも解せられるが、今後、地域性や重大性を帯びる可能性

がある事案については、公害審査会ではどのように扱うべきと考えるか。

→例えば申請人が一人であっても、今後、原因が地域的広がりを持つと考えられる事案については調停申請を受け付けることがある。また、他の行政的アプローチによる解決も検討しつつ、様々な行政のルートで対応したいと考えている。

- 体制整備に関して、同じ部局の中に公害審査会の担当部署と当事者となる可能性のある部署が並存するという場合は、公害審査会の中立性に支障はあるか。

→苦情相談があった場合には、相談を受けた規制を所管する部署が自ら解決に取り組むことになると思われる。中立性に支障があるような事案は生じていない。

- 公害等調整委員会では、原因裁定であっても事実上受忍限度まで判断できる程度の、責任裁定と同等の労力をかけた緻密性のある裁定書を作成しているが、「調停手続に必要な範囲の因果の特定」とはどの程度をイメージしているか。

→調停を成立させることが目的であり、そのためどの程度の原因調査が必要であるかを考えると、被申請人に原因者であるとの自覚を促すことが重要であるため、現在行われている原因裁定ほどの緻密性は必要ないのではないかと考える。

- 自治事務であるから全国一律に実施しなければならないとは思わないが、都道府県にインセンティブのない事務を実施するには全国一律の方が望ましいと考えるか。

→そのように考える。

- 調停事件が公害審査会等に係属した際、調査等は市町村に依頼をしているのか。また、市町村が調停に類する制度を持っている場合でも、公害審査会等が何らかの形で協力することはないのか。

→騒音・振動については、測定したデータを市町村が持っている場合が多いので、データの提供を依頼することがあるが、当該自治体が被申請人であった場合等は、中立性の問題から調整する必要があると考える。また、騒音・振動以外については、平成10年代頃までは附属の研究機関や技術を有する職員に依頼することもあったが、地方独法化や退職不補充等により困難となった。また、市町村における調停的手続について、協力した事例はない。

→測定は市町村ではなく、附属の分析機関で行うことが多い。公害審査会が市町村の調停的手続に協力することはない。

- 公害審査会として、裁定が必要だと思われる場面はどのようなときか。

→申請人が、地元市や都道府県が測定に関わることへの不信感を抱く事例もあった。申請人が原因裁定や責任裁定への信頼感を抱いており、また調停の中で因果関係がはっきりしない限りは被申請人も対策を施す意向を示さないという場合があるので、その際には裁定の必要性があると考え。ただし、都道府県に裁定手続を移譲された場合、多くの自治体では人員や財政状況などから、業務

に求められる調査能力を担保することが困難であると考える。

- 市町村が調停事務を行った場合に、苦情相談の担当も市町村であるから、実質的に調停が行いにくいのではないかと指摘について、例えば、規模の大きな市等においても同様であると考えるか。  
→相談から調停に移行したとしても、苦情相談時と当事者間の主張は変わらず、判断する者が変わったとしても、申請人にとっては同じ市町村に話がとどまることになるので、おそらく解決は難しいのではないかと考える。
- 申請人が既に市町村に相談し、測定に関して当該市町村が行うことに幾分かの不信感がある場合でも、専門家を含む第三者機関が関与することで、納得することもあるのではないか。  
→市町村よりも都道府県の方が信頼でき、当事者の納得感が得られることもあるのではないか。
- 一方で、一定規模の市が必要に応じて公害審査会を設置し、調停事務を行うことが望ましいとの意見もあったが、これはどのような理由によるのか。  
→市町村の中には担当者が実質的に調停に近い形で苦情処理を行っているところもあり、このようなところでは調停事務を行うニーズがあるのではないかと考える。
- 都道府県において、公害苦情処理を行う市町村職員の研修等は実施しているのか。公害等調整委員会においてはどうか。  
→年1、2回、市町村の職員を集めて、公害苦情処理の研修を実施している。今年度は、事例について意見交換を行う予定である。講師は主に都道府県の職員が行っている。  
→苦情処理の件数等の報告はあるが、職員を正式に招集しての公害苦情処理に限定した研修は行っていない。  
→公害等調整委員会では、公害苦情相談員等ブロック会議や公害審査会会長等を対象とした公害紛争処理連絡協議会を開催している。

### (3) 前回の議論の論点整理について

資料2に基づき、事務局から説明を行った。

主な質疑等は以下のとおり。

- 相隣関係の紛争を果たして公害紛争として受け付けるべきかという問題については、そもそもの公害紛争処理制度の在り方として考えるべきではないか。
- これまでの議論の中で都道府県の調査権限の問題があったが、本日のヒアリングで調査権限というよりも調査能力の問題ではないかと感じた。調査権限を拡充する方向で議論を進めていくべきか、それとも調査能力について検討するべきか、整理する必要があるのではないか。

(4) 次回の開催日程について

次回の開催スケジュールについて、事務局から説明を行った。

(5) 閉会

以上